

事務連絡
令和4年10月7日

公益社団法人日本観光振興協会 御中

観光庁国際観光課長
参事官（外客受入担当）

本年10月11日以降の訪日外国人観光客の受入れにあたっての協力依頼

平素より観光行政への推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「水際対策強化に係る新たな措置（34）（令和4年9月26日）」について、本年10月11日から措置を講じることとなり、訪日外国人の個人旅行が再開されます。

日本での安全・安心な旅行が可能となるよう、訪日外国人観光客への感染症対策や医療機関の受診フローの周知について、貴協会等の傘下会員又は関係団体等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 本措置の概要について

本年10月11日以降の水際対策について以下の措置を講じる。

(1) 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととする。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除する。

(2) 査証免除措置の適用再開

査証免除措置の適用を再開する。

(3) 検査等の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととする。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとする。

(4) 入国者総数の管理の見直し

現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととする。

(5) 空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する。

【添付資料】

別紙1：水際措置の見直しについて（令和4年9月26日 内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、国土交通省）

別紙2：水際対策強化に係る新たな措置（34）（外国人の新規入国制限、入国時検査、入国後待機及び入国者総数の管理の見直し）（令和4年9月26日）

2. 1. (1)に係る措置の適用開始日の考え方について

外国人観光客の新規入国について、受入責任者となる旅行業者等による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととし（受入責任者制度の廃止）、併せて、パッケージツアーに限定する措置を解除（個人旅行の解禁）する措置については、令和4年10月11日0時以降に適用開始することとし、10月11日0時よりも前に入国している外国人観光客であっても、同日同時刻からは受入責任者は不要とする。

なお、受入責任者が不要となることに伴い、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」は10月11日0時をもって廃止する。

3. 1. (1)に係る措置に伴う訪日外国人観光客に対する周知協力をお願いについて

貴協会等においては、以下の内容について、傘下会員又は関係団体等に周知いただきたい。

(1) 基本的な感染防止対策

- ・我が国における基本的な感染防止対策や場面に応じた適切なマスクの着用について、別紙3～5の資料等を活用して、周知いただきたい。

【添付資料】

別紙3：個別感染防止策のリーフレット例（日・英）

別紙4：新しい旅のエチケット（日・英）

別紙5：屋外・屋内でのマスク着用について（日・英）

(2) 訪日外国人観光客の病気・怪我の際の対応フロー

- ・訪日外国人観光客から病気・怪我の対応について相談があった場合は、その対応フローについて、別紙6の資料を活用して周知いただきたい。
- ・当該対応フローの通り、訪日外国人観光客が円滑に都道府県の外国人専用窓口など関係機関に相談・受診できるよう、必要な支援について協力いただきたい。

【添付資料】

別紙6：日本における訪日外国人の病気・怪我の際の対応フロー（日）

（別紙6は一部調整中の箇所があり、10月8日までに以下のサイトにて最新版を公表します。）

※別紙3～6については、以下のサイトからもダウンロードが可能。

観光庁HP『訪日外国人観光客の受入れ関連情報』

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

（上記サイトでは別紙3・4・6の英語・中国語（簡体・繁体）・韓国語版、別紙5の英語版を掲載しています。）

（災害時の訪日外国人対応に係るツール等も掲載しているので、活用いただきたい。）

以上

令和4年9月26日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の見直しについて

本年10月11日以降の水際対策について以下の措置を講じる。

1. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととする。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除する。

2. 査証免除措置の適用再開

査証免除措置の適用を再開する。

3. 検査等の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わないこととする。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとする。

4. 入国者総数の管理の見直し

現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととする。

5. 空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入を再開する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（34）

（外国人の新規入国制限、入国時検査、入国後待機及び入国者総数の管理の見直し）

令和4年9月26日

1. 外国人の新規入国制限の見直し

下記（1）、（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととする。

- （1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国
- （2）観光目的の短期間の滞在の新規入国
- （3）長期間の滞在の新規入国

2. 入国時検査及び入国後待機の見直し

オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域（「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（令和4年2月24日）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者について、原則として、入国時検査を実施せず、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等を求めないこととする。

3. 入国者総数の管理の見直し

入国者総数の上限は設けないこととする。

（注1）上記に基づく措置は、令和4年10月11日午前0時（日本時間）から行うものとする（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）。

（注2）上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（4）」（令和2年12月26日）の1、「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和3年3月5日）の1（2）⑦、「水際対策強化に係る新たな措置（10）」（令和3年3月18日）の（2）、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）（以下、措置（28）という。）、「水際対策強化に係る新たな措置（29）」（令和4年5月26日）、「水際対策強化に係る新たな措置（30）」（令和4年7月27日）、「水際対策強化に係る新たな措置（32）」（令和4年9月1日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（33）」（令和4年9月13日）は廃止することとする。ただし、「水際対策強化に係る新たな措置（31）」（令和4年8月25日）における「新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書」については、措置（28）の別添2に代えて、本措置の別添で定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省において改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（31）の適用に当たって
有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について

令和 4 年 9 月 26 日
厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（31）」（令和4年8月25日）に基づく措置の適用に当たって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は、原則下記の1.又は2.のいずれかに該当するものとします。

1. 日本で発行された証明書のうち、下記のいずれかに該当するものであって、ワクチンを3回以上接種したことが分かるもの

- (1) 日本政府又は日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書）
- (2) 日本の地方公共団体により発行された、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- (3) 日本の医療機関等により発行された、新型コロナワクチン接種記録書

2. 外国で発行された証明書については、(1)～(3)のすべてを満たすもの

(1) 下記の事項が日本語又は英語で記載されていること。

氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数（注1）

（注1）接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、接種証明書の記載内容が判別できれば有効とみなします。

(2) 世界保健機関（WHO）の新型コロナワクチン緊急使用リストに記載されたいずれかのワクチンを3回（ジェコビデン（JCOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）の場合は2回接種をもって3回分相当とみなす。以下同じ。）接種したことが分かること。（注2）

（注2）具体的なワクチンの種類については、厚生労働省にて別途公表します。なお、それぞれの回で異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

(3) 政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書であること。

個別感染防止策のリーフレットの例（英・中（簡体・繁体）・韓）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html（観光庁 HP）

<p>正しくマスクを着用しましょう。</p>  <p>Face Masks Required</p>	<p>身体的距離を確保しましょう。</p>  <p>Physical Distancing</p>	<p>手洗・手指消毒を徹底しましょう。</p>  <p>Sanitizing Stations</p>
<p>消毒を徹底しましょう。</p>  <p>Frequent Cleaning and Disinfecting</p>	<p>換気を徹底しましょう。</p>  <p>Improved Indoor Ventilation</p>	<p>対面時の接触を回避しましょう。</p>  <p>Sneeze Guards and Barriers</p>
<p>3密を回避しましょう。</p>  <p>Reduced Visitor Capacity</p>	<p>入場時に検温しましょう。</p>  <p>Temperature Checks</p>	<p>非接触決済を利用しましょう。</p>  <p>Contactless Payments</p>

新しい旅のエチケット (英・中 (簡体・繁体)・韓)


https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html (観光庁 HP)

<https://www.japan.travel/en/practical-coronavirus-information/tips-for-a-safe-trip/> (JNTO HP)


New Travel Etiquette for Visitors

General Version


Thank you for your cooperation with Japan's infectious disease control measures.



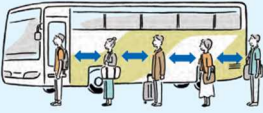
Choose shops or accommodation that have implemented health and hygiene measures.



Practice good health and hygiene measures such as wearing a mask and washing/sanitizing your hands, even if you are vaccinated.



Monitor your physical health daily.



Maintain physical distancing.

Japan Tourism Agency

新しい旅のエチケット
感染リスクを避けて安心で楽しい旅行

あなたのエチケットからはじまる安心な旅



お店・宿選びの選択肢、感染対策忘れずに



マスクして、手洗い消毒、接種後も



日頃から、健康チェックを習慣に



並ぶとき、しっかり取ろうディスタンス


観光庁

New Travel Etiquette for Visitors


Accommodation, Drinking/Dining Version




Check your body temperature and sanitize your hands upon check-in at your accommodation.



Refrain from talking when using public baths.



Follow infection prevention measures, even when drinking.



Minimize your time spent in shared dining areas.

Japan Tourism Agency

新しい旅のエチケット
感染リスクを避けて安心で楽しい旅行

宿泊・飲食編



検温と消毒済ませて、チェックイン



黙浴で、静かにゆったり「いい湯だな」



エチケット守って安心、笑顔で乾杯




ごちそうさま、話の続きは部屋でしょう


観光庁

New Travel Etiquette for Visitors


Transportation Version




Wear masks when using public transport.



Improve ventilation as much as possible.



Try to travel outside of peak travel times.



Try to refrain from talking when using public transport.

Japan Tourism Agency

新しい旅のエチケット

感染リスクを避けて
安心で楽しい旅行

交通編



車内・機内でも、
マスク忘れぬ
エチケット



風入れて、
車内も心も
リフレッシュ



ゆとりある
車両を選んで、
気持ちもゆったり



楽しくも、
車内・機内の
おしゃべり控えめに

観光庁

New Travel Etiquette for Visitors

**Sightseeing/
Shopping Version**



Try to travel outside of peak times and visit places that are not crowded.



Keep your voice down in public spaces.



Maintain physical distancing, even when outside.



Sanitize your hands prior to and after touching products such as souvenirs in shops.

Japan Tourism Agency

新しい旅のエチケット

感染リスクを避けて
安心で楽しい旅行

**観光施設
ショッピング編**



すいた時間、
場所を選んで
安心観光



大声は、
出さずに静かに
楽しもう



屋外でも、
しっかり取ろう
ディスタンス



お土産を
選ぶ前後に、
手の消毒

観光庁

屋外・屋内でのマスク着用について（日本語版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html（厚生労働省 HP）

新型コロナウイルス感染症対策



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話を する	マスク必要なし 目安2m以上	マスク着用推奨
	マスク必要なし 公園での散歩やランニング、サイクリングなど	マスク必要なし 徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話を する	マスク着用推奨 目安2m以上 ※十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可	マスク着用推奨 	 通勤ラッシュ時や人混みの中 ではマスクを着用しましょう
	マスク必要なし 目安2m以上 距離を確保して行う 図書館での読書、芸術鑑賞	マスク着用推奨 	

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに
関するQ&A



屋外・屋内でのマスク着用について（英語版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00079.html (厚生労働省 HP)

Prevention measures against COVID-19

COVID-19 Mask Use in Community Settings

- It is important to wear a mask as a basic prevention measure against COVID-19. Your action will protect everyone's health.
- You do not need to wear a mask outdoors when you are approximately 2 meters apart from others, or when you are not talking at a distance of less than 2 meters.
- You do not need to wear a mask indoors when you are approximately 2 meters apart from others and when you are not talking.

Approximately 2 meters

	[OUTDOORS] Sufficient Distance from Others	Insufficient Distance from Others
WHILE Talking	NO need for masks 	Masks Required
NO Talking	NO need for masks 	NO need for masks

	[INDOORS] Sufficient Distance from Others	Insufficient Distance from Others	
WHILE Talking	Masks Required 	Masks Required 	<p>Wear a Mask in Crowded Areas (e.g. Public Transit)</p>
NO Talking	NO need for masks 	Masks Required 	

※Mask may be removed if there are infection prevention measures, such as adequate ventilation

**Wear a mask while meeting with the elderly or spending time in hospitals.
Refrain from going out if you have cold-like symptoms.**

Remove your mask if you do not need it outdoors, to prevent heat stroke in summer.



発熱や呼吸器症状、倦怠感等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状ですか？

はい

いいえ

① 新型コロナウイルス感染症関連

①相談窓口へ連絡（発熱などの症状出現後速やかに）

A：都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/area-jp.html>

B：厚生労働省新型コロナウイルスホットライン（Aの開設時間外はこちらに連絡ください）

【電話番号】0120-565-653

【開設時間・対応言語】土日祝日を含む毎日。

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00~21:00、タイ語：9:00~18:00、ベトナム語：10:00~19:00



②検査

➢ ①の相談窓口・自治体等から指示があった場合、検査を受けてください。

※例）重症化リスクがある場合は医療機関による検査等

（検査結果陰性）

（検査結果が陽性）

③検査後の対応

➢ 陽性であった場合、①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に検査結果を連絡し、指示に従って、指定された場所で入院又は療養してください。

➢ 合わせて、旅行の同行者は濃厚接触者（定義は※2を参照）に該当するか確認し、待機してください。必要に応じて①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）にご相談ください。

④【陽性者】
入院（10日間）・療養（7日間）※1



陽性者となった場合の入院医療費については、自治体から陽性者に対し、加入している民間医療保険の補償額の範囲内で自己負担を求められます。

④【濃厚接触者】
待機（5日間）※2



健康観察はセルフチェックを行い、症状出現時は①Aの相談窓口（又は指定された連絡先）に連絡ください。

④
【検査結果が陰性】
【濃厚接触者以外】
ツアー継続



有症状者は検査が陰性であっても、健康観察の継続と感染症対策の徹底をお願いします。

② ①以外の病気・怪我

①医療機関を受診

症状等に応じた医療機関を受診してください。
以下のサイトにおいて、外国人受入が可能な医療機関を検索できます。

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



医療以外のお問い合わせ窓口

日本政府観光局「Japan Visitor Hotline」

【電話番号】050-3816-2787

<365日・24時間対応（日・英・中・韓）>

※1：陽性者の療養期間

- 入院している場合は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除が可能となります。
- 症状がある場合は、症状が出た日から7日間以上経過、かつ症状軽快から24時間以上経ってれば、検査なしで解除が可能となります。
- 症状がない場合は、陽性が確定した検体の採取日を起点に7日間（5日目に検査キットで陰性を確認した場合は5日間経過後（6日目））を経過した場合には8日目に解除が可能となります。

※2：濃厚接触者の定義と待機期間

- 濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。
- 濃厚接触者かどうかは、「概ね1m以内・15分以上」といった感染者との接触距離・接触時間のほか、マスクの着用の有無等を加味したうえで判定しています。
- 濃厚接触者の特定・行動制限については、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定・行動制限を行わないことも可能としておりますので、①の相談窓口・自治体等の指示に従ってください。
- 濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能となります。

医療費不払いの経歴がある外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

住んでいるところで相談できる場所が違います。ここから見てください



北海道 (ほくかいどう)

北海道

東北地方 (とうほく)

青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東地方 (かんとう)

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

中部地方 (ちゅうぶ)

新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県

近畿地方 (きんき)

滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

中国地方 (ちゅうごく)

鳥取県 島根県 岡山県

四国地方 (しこく)

徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州地方・沖縄 (きゅうしゅう・おきなわ)

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

北海道外国人相談センター

対応言語: EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY・EJ

対応: 下に書いてあるところに電話してください。

電話番号

011-200-9595

ウェブサイトのURL

EN・ZH・KO・TL・VI・RU・ID・TH・NE・MY: (月曜日から金曜日) 午前9時から午前12時と午後1時から午後5時

前頁QRコードの遷移先

JAPAN: the Official Guide
Japan Medical Teams Register

日本を安心して旅していただくために
具合が悪くなったとき

いざというときに、日本で医療を受ける際に役に立つウェブサイトを作りました。ブックマークに登録し、緊急時にご利用ください。

COVID-19にならないために COVID-19に関する相談窓口

医療機関検索 医療機関のかかり方 土曜夜と診療科目 海外旅行保険に入っていますか?

医療機関を検索する

地域、言語、診療科目を選択する

地域 選択

フリーワード検索

検索 リセット

言語コード

TH 英語 ZH 中国語 KO 韓国語 TL タイ語 VI ベトナム語 RU ロシア語 ID インドネシア語 TH 英語 NE 日本語 MY マレーシア語 EJ 英語

診療科目

内科 小児科 産科 皮膚科 泌尿科 眼科 耳鼻科 歯科 整形外科 精神科 放射線科 呼吸器科 消化器科 循環器科 泌尿器科 神経科 皮膚科 眼科 耳鼻科 歯科 整形外科 精神科 放射線科 呼吸器科 消化器科 循環器科 泌尿器科 神経科

PDFダウンロード

前ページに記載のフロー図は10月8日以降に以下のサイトからダウンロード可能になります。
観光庁HP『訪日外国人観光客の受入れ関連情報』
https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html